

第4 東弁での取組み

1 民事司法改革実現本部の創設

東京弁護士会は、2013（平成25）年6月の常議員会において民事関連委員会及び研究部計17の委員会等と会長推薦から構成される委員による民事司法改革実現本部を設置した。同本部は、民事司法改革の現状と諸課題を会員に周知すること、検討中や未着手の課題について意見の集約を行うこと、諸課題を継続的に検討しその取組結果及び改善策を提言し、その実現のための活動を企画・実行することを目的としている。このような民事司法改革実現を視野に入れた本部組織を立ち上げたのは東京弁護士会が最初であり今後の活動が注目される。

同本部は、民事司法実情調査部会・権利保護保険部会・仕分け部会の3部会を設けて活動してきたが、民事実情調査部会は東京弁護士会を中心とする東京三弁護士会が弁護士に対して実施したアンケート結果が集約され2014（平成26）年11月末には報告書が出されることになって目的を達成したこと、仕分け部会については、民事司法を利用しやすくする懇談会最終報告書に指摘された課題を抽出して、最高裁判所との民事司法改革に関する協議のテーマとして適切かどうかの検討資料として活用されたが、同年9月から日弁連と最高裁との協議が開始されることになったことからやはりその目的を達成した。そこでこの2つの部会を発展的解消して、最高裁との協議が開始されてことに伴い部会を次の5部会に再編した。

- ① 基盤整備部会
- ② 証拠収集調査部会
- ③ 判決・執行部会
- ④ 子どもの手続き部会
- ⑤ 権利保護保険部会

なお、⑤権利保護保険部会は、日弁連においてプリベント少額短期保険株式会社との間で権利保護保険制度に関する協定を締結することになったことに伴い同社が実施する「初期相談」（相談の内容が法律上の紛争に該当するかどうかに関し回答し、併せて法制度に関する簡潔な情報提供並びに法律相談機関及び弁護士斡旋紹介制度等の広報活動を行うこと）を実施することとし、東弁は現在2015（平成27）年1月から同社から受託して試行を行っている。また、同部会では2015（平成27）年10月から損保ジャパン日本興和が本格的な権利保護保険を我が国において販売し、12月1日から運用開始することに伴いこの保険利用者の相談、事件受任に対応する弁護士の体制整備を行うため独自の組織作りが求められている。

2 第26回司法シンポジウム・プレシンプの開催

2014（平成26）年9月20日、日弁連で司法シンポジウムが開催されるにあたり東弁を含む東京三弁護士会及び日弁連は、民事司法を利用しやすくする懇談会との共催で同年6月20日よみうり

ホールにおいて「いま司法は国民の期待にこたえているか」をテーマに730名の市民、弁護士らが参加して民事司法改革の必要性についてシンポを開催し、刑事司法改革に比べて遅れている民事司法改革の必要性を訴えた。